

千葉市市道路線認定要綱施行要領

第1条 この要領は、千葉市市道路線認定要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第3条第2項及び同条第3項の自動車交通可能とは、次の各号に掲げる基準に適合する場合とする。

- (1) 車道及び車道に接続する路肩の合計の幅員は2.7メートル以上であること。
- (2) 車道及び車道に接続する路肩は舗装されていること。ただし、舗装されていない場合で、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、砂利敷き相当の整備がなされていること。
- (3) 車道の縦断勾配は、12パーセント以下であること。
- (4) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する場合においては、別図第2図に示す隅角部を切り取り、かつ、適当な見とおしができる構造となっていること。

第3条 要綱第3条第2項第1号の公共施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定による公の施設とし、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 永続的なものであること。
- (2) 一般に無償で常時供用されているものであること。

第4条 要綱第3条第2項第2号の転回広場の基準は、原則として別図第1図に示すところによる。

第5条 要綱第3条第2項第3号の法定外道路等は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 法定外道路（千葉市法定外道路条例（平成17年千葉市条例第19号）第2条に規定する道をいう。）
- (2) 国又は地方公共団体が所管する行政財産である道路
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画に都市施設として定められた道路

第6条 要綱第4条第1項第1号の交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合とは、自動車交通量がおおむね100台／日以下で、かつ、地形の複雑さ及び土地利用等から最小道路幅員5メートルを維持することが困難な場合とする。

第7条 要綱第6条第1項の安定的な権原とは、原則として、市が単独で所有権を取得していて、それ以外の物権が設定されている状態又は設定されうる状態ではなく、債権の目的物にもなっていない状態とする。ただし、本市において所有権を取得できない特別の理由がある場合は、地上権、賃借権その他の支配権であって、次の各号に掲げる基準に適合するものを取得していることとする。

- (1) 支配権の期限が法第92条第1項の期間満了以降であること。
- (2) 当該敷地等を他の道路として使用する必要がある場合であって、当該道路の道路管理者へこれを引き渡さなければならない場合には、所有者の同意を得ることなく、支配権を当該道路の道路管理者へ引き継ぐことができること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

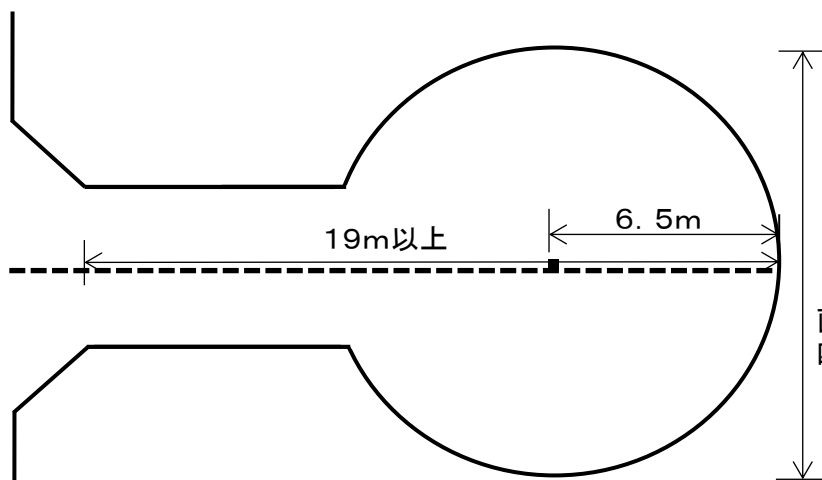
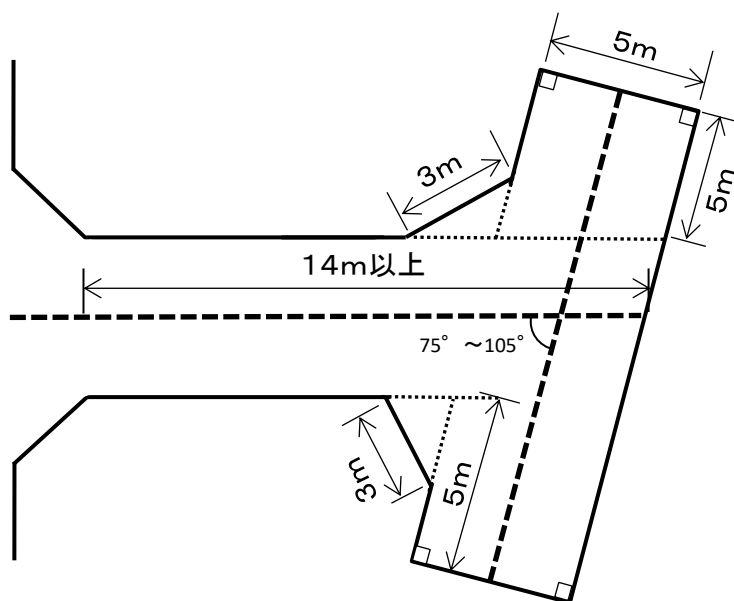
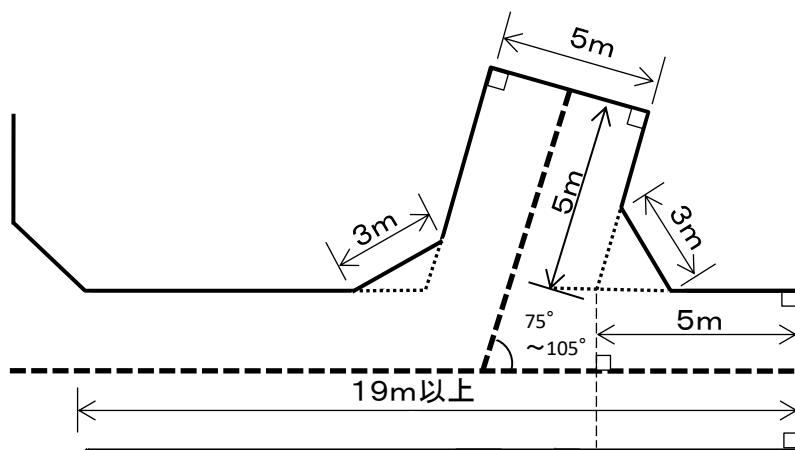
- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

第1図
(縮尺フリー)



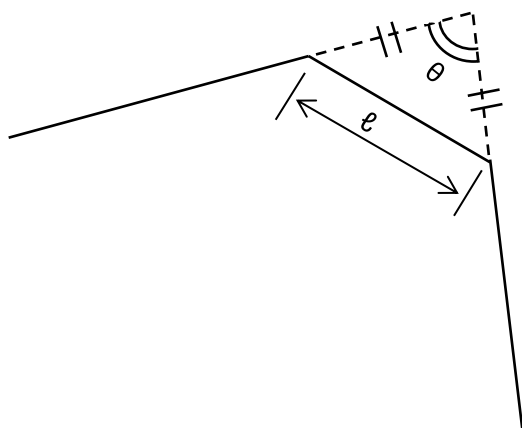
直径
13m

直径13mを内接円とした
四角形・八角形等も可。

※ 表示区間の道路線形(平面及び縦断)は直線であること。
また、道路縦断勾配は2.5%以下であること。
※隅切の設定については、別図参照。

第2図

(縮尺フリー)



e = すみ切り長3m(高規格な道路については幅員により決定)

e を底辺とし2等辺三角形で設定する。

交差点接続部は、両側のすみ切りが必要。